

特別養護老人ホーム花あかり・花みずき・花ごよみ利用料金表

(地域密着型介護老人福祉施設生活介護 ユニット型)

令和7年1月1日現在

第4段階 課税世帯等

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料	1ヶ月(30日)の利用料
要介護1	682円	2,066円	1,445円	50円	156円	233円	4,525円	135,755円
要介護2	753円						4,606円	138,183円
要介護3	828円						4,691円	140,748円
要介護4	901円						4,774円	143,245円
要介護5	971円						4,854円	145,639円

第3段階(2) 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料	1ヵ月(30日)の利用料
要介護1	682円	1,370円	1,360円	50円	156円	233円	3,744円	112,325円
要介護2	753円						3,825円	114,753円
要介護3	828円						3,910円	117,318円
要介護4	901円						3,993円	119,815円
要介護5	971円						4,073円	122,209円

第3段階(1) 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円以下の方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料	1ヵ月(30日)の利用料
要介護1	682円	1,370円	650円	50円	156円	233円	3,034円	91,025円
要介護2	753円						3,115円	93,453円
要介護3	828円						3,200円	96,018円
要介護4	901円						3,283円	98,515円
要介護5	971円						3,363円	100,909円

第2段階 市民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料	1ヵ月(30日)の利用料
要介護1	682円	880円	390円	50円	156円	233円	2,284円	68,525円
要介護2	753円						2,365円	70,953円
要介護3	828円						2,450円	73,518円
要介護4	901円						2,533円	76,015円
要介護5	971円						2,613円	78,409円

第1段階 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方、または生活保護を受給している方

介護度	介護サービス費	居住費	食費	預り金管理料	その他加算額(日額)	その他加算額(月額)	1日の利用料	1ヵ月(30日)の利用料
要介護1	682円	880円	300円	50円	156円	233円	2,194円	65,825円
要介護2	753円						2,275円	68,253円
要介護3	828円						2,360円	70,818円
要介護4	901円						2,443円	73,315円
要介護5	971円						2,523円	75,709円

特別養護老人ホーム花あかい・花みずき・花ごよみ 利用料金表

令和7年1月1日現在

○ その他の加算

項 目	料 金	内 容
日常生活継続支援加算（Ⅱ）	46 円 / 日	重度の要介護状態の者や、認知症である者の積極的な受入と資格保有者を配置することで日常生活の継続ができるよう支援する。
看護体制加算（Ⅰ）イ	12 円 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している
看護体制加算（Ⅱ）イ	23 円 / 日	基準を上回る看護師の配置と医療機関との24時間連絡体制の確保
夜勤職員配置加算（Ⅳ）	61 円 / 日	夜勤を行う職員の数が最低基準を1以上、上回っていること
栄養マネジメント強化加算	11 円 / 日	常勤の管理栄養士を1名以上配置している
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円 / 日	専門的な認知症ケアを行った場合にかかる加算（認知症度Ⅲ以上の方）
上記合計額（日額）	156 円 / 日	その他加算額（日額）として計上
ADL維持等加算（Ⅱ）	60 円 / 月	ADL値等の情報を厚生労働省に提出し入居者の状態が向上している場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）or（Ⅱ）	3～13 円 / 月	（Ⅰ）・・・褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を行う。3月に1回評価し、計画の見直しをする （Ⅱ）・・・（Ⅰ）に加えて、褥瘡の発生がない方
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円 / 月	ADL情報や栄養状態等を厚生労働省に提出しサービスの見直しを行っている
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円 / 月	介護機器を活用しながら、業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討や取組を行っていること
協力医療機関連携加算	100 円 / 月	協力医療機関と当該入所者の病歴等の情報を定期的に会議にて共有していること 令和7年3月31日までは100単位、以降は50単位
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10 円 / 月	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
上記合計額（月額）	233 円 / 日	その他加算額（月額）として計上
介護職員処遇改善加算	基本報酬に各加算を加えた総単位数の14.0％を乗算した金額の1割、または2割、3割	

※上記項目は職員の構成状況等により変動する場合があります。また、介護職員処遇改善加算は、個々の介護保険利用単位により異なります。

○ 必要に応じて適用となる項目

項 目	料 金	内 容	花あかい	花みずき	花ごよみ
外 泊 時 費 用	246 円 / 日	入院または外泊をした際、施設サービス費の代わりにかかる費用（月6日が限度、入院日・退院日は算定不可）	○	○	○
初 期 加 算	30 円 / 日	入所した日から起算して30日以内にかかる加算 または、入院日数が30日以上となる場合も算定可能	○	○	○
再入所時栄養連携加算	200 円 / 回	入所時とは大きくことなる栄養管理が必要となった場合、再入所後の栄養調整を行った際にかかる加算	○	○	○
退所前訪問相談援助加算	460 円 / 日	退所前に退所後に生活する居宅を訪問し、相談援助を行った場合。（入所中に1回を限度として）	○	○	○
退所後訪問相談援助加算	460 円 / 日	入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として算定する（退所後に1回を限度として）	○	○	○
退所時相談援助加算	400 円 / 日	退所時に入所者及び家族等に対して、退所後のサービスについて相談援助を行った場合にかかる加算（1人につき1回を限度）	○	○	○
退 所 前 連 携 加 算	500 円 / 日	入所者および家族等が希望する指定居宅介護支援事業所に対し、退所後のサービスについて情報提供し、連携および調整を行った場合にかかる加算（1人につき1回を限度として）	○	○	○
経 口 移 行 加 算	28 円 / 日	経管栄養の方が医師の指示に基づき、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合にかかる加算	○	○	○
経 口 維 持 加 算 （Ⅰ）	400 円 / 月	経口摂取の方で著しい摂取機能障害を有し、管理が必要な場合にかかる加算	○	○	○
経 口 維 持 加 算 （Ⅱ）	100 円 / 月	入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合	○	○	○
口 腔 衛 生 管 理 加 算 （Ⅰ）	90 円 / 月	年2回以上、歯科医師等が介護職員に対して技術的助言指導を行った場合	○	○	○
口 腔 衛 生 管 理 加 算 （Ⅱ）	110 円 / 月	口腔衛生等の管理に関する計画の内容等の情報を厚生労働省に提出する	○	○	○
療 養 食 加 算	6 円 / 食	療養食を提供した場合にかかる加算	○	○	○
配置医師緊急時対応加算	650～1300 円 / 回	配置医師が早朝または夜間に施設を訪問し診療を行った場合（早朝・夜間：650円 / 深夜：1300円）	○	○	○

看 取 り 介 護 加 算	72～1,580 円 / 日	看取り介護を行った場合にかかる加算 ・45日前～31日前：72単位 ・30日前～4日前：144単位 ・前々日、前日：680単位 ・亡くなった日：1580単位 ※入院や退所等の翌月に亡くなった場合、前月分の看取り介護加算にかかる一部負担の請求を行う場合があります。	○	○	○
在 宅 復 帰 支 援 機 能 加 算	10 円 / 日	在宅復帰に向けて、入所者の家族や指定居宅介護事業所と連携調整を行った場合に加算	○	○	○
在 宅 ・ 入 所 相 互 利 用 加 算	40 円 / 日	3ヵ月を限度に在宅と入所相互利用した場合	○	○	○
認知症行動・心理症状緊急体制加算	200 円 / 日	認知症の行動・心理症状が認められるため緊急入所し介護を行った場合（7日間を限度）	○	○	○
若 年 性 認 知 症 入 所 者 受 入 加 算	120 円 / 日	若年性認知症利用者毎に担当を定めた場合の加算	○	○	○
排 せ っ 支 援 加 算（Ⅰ）	10円 / 月	入所時に医師または看護師が要介護状態について評価し、情報を厚生労働省に提出する。また、3ヵ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直しを行う。	○	○	○
排 せ っ 支 援 加 算（Ⅱ）	15円 / 月	入所時と比較して、排尿または排便の状態のいずれかが改善していること。かつどちらとも悪化していないこと。もしくはおむつを使用している状態から、使用なしに改善していること。	○	○	○
排 せ っ 支 援 加 算（Ⅲ）	20円 / 月	入所時と比較して、排尿または排便の状態のいずれかが改善していること。かつどちらとも悪化していないこと。さらに、おむつを使用している状態から、使用なしに改善していること	○	○	○
自 立 支 援 促 進 加 算	300円 / 月	医師の医学的評価に基づく支援計画のもと支援実施し、その評価等を厚生労働省に提出していること。	○	○	○
安 全 対 策 体 制 加 算	20 円 / 月	安全対策担当者・部門を設置し、安全対策実施の体制を整備している（入所時1回のみ算定）	○	○	○

項 目	料 金	内 容
理 美 容 代	実 費	理容・美容を行った場合にかかる費用
日 用 生 活 品 費	実 費	日常生活品を購入した場合にかかる費用
特 別 な 食 事 の 料 金	実 費	特別な食事を提供した場合にかかる費用
通 院 等 の 送 迎 費	実 費	実施区域を越えて移送した場合にかかる費用
電 気 機 器 使 用 料 金	一品 500 円 / 月	テレビ等電気機器を持ち込んだ場合にかかる費用

※ご不明な点は生活相談員または介護支援専門員にご相談ください。